

理・美容所を開設される皆さんへ

北海道釧路保健所

理・美容所を開設する場合は、開設届出書を提出し、検査を受けなければなりません。開設に当たっては、次の事項に注意してください。

1 手続きについて

- (1) 事前相談 工事終了後に、修正する箇所がないよう、事前に相談して下さい。また、開店までの大まかな日程の打ち合わせ、必要書類の説明を行います。
- (2) 開設届の提出 開店予定の約10日前に届出をして下さい。届出に当たっての必要事項は「4 開設届について」のとおりです。
- (3) 検査 施設が基準に適合しているか保健所職員が現地調査を行います。その際、理容（美容）用いす、洗場等の設備、消毒器具等も検査しますので、開店と同じ状態にしてください。
- (4) 確認証の交付 検査終了後、法令上問題がなければ確認証を交付します。交付までには2～3日（閉庁日を除く）かかります。
- (5) 開店 確認証を受け取った日から営業できます。

2 施設について

理容（美容）所を開設するに当たっては、次の設備・器具が必要になります。

(1) 作業場と待合所

ア 待合所

待合所は、固定した仕切り等を設置し、作業場と明確に区分して下さい。

イ 作業場

作業場の床面積は、いすの台数に従って、以下に示した表の面積が最低限必要です。

理（美）容用 いす台数(台)	作業場面積 (㎡)
1	9.9
2	13.2
3	16.5
4	19.8
5	23.1

(注) 作業場面積

理(美)容用いす1台のとき
⇒9.9㎡以上

理(美)容用いす2台以上のとき
⇒1台につき3.3㎡加算していきます

※面積計算を行う場合、次の点に注意してください。

- (ア) 作業場は理（美）容の作業に直接関係するスペースなので待合所、トイレ、玄関等作業に関係のない場所は除きます。
- (イ) 計測は、内法(うちのり)で行いますので、建築図面（一般に柱の中心から中心）とは異なります。
- (ウ) 美容所の場合、「美容用いす」とはセットいすのことで、ドライヤー、洗髪等に使用するものは含まれません。

(2) 設備構造

- ア 床・腰板 (コンクリート、タイル、リノリウム等の不浸透性材料であること。水が浸透したり、清掃が困難な材質は認められません。)
- イ 換気設備 (換気扇等の機械式設備を設ける事が望ましい。)
- ウ 照明設備 (作業に支障が無いよう、十分に明るいこと。)
- エ 理（美）容用いす
- オ かがみ
- カ 洗髪・洗顔用の洗場 (流水装置とする。給湯できるものが望ましい。)
- キ 器具・手指洗浄用洗場 (洗髪・洗顔用のものとは別に設けること。)
- ク 消毒設備 (消毒薬、薬液消毒器等)

(3) 器具

- ア 洗浄・消毒済みタオル・被布収納ケース
- イ 使用済みタオル・被布収納ケース
- ウ 消毒済器具類収納ケース（ふた付き）
- エ 使用済器具類収納ケース
- オ ゴミ箱、毛髪箱（ふた付き）
- カ 掃除用具

3 消毒薬について

器具等の消毒に使用する薬品は、次のいずれかを用意して下さい。

- ・ エタノール水溶液（76.9%以上81.4%以下）
- ・ 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（0.1%以上）
- ・ 逆性石ケン水溶液（0.1%以上）
- ・ グルコン酸クロルヘキシジン水溶液（0.05%以上）
- ・ 両性界面活性剤水溶液（0.1%以上）

※器具等の消毒にクレゾール水を使用することはできません。

理由：クレゾール製剤の廃棄が容易に行えないため。

理容師法及び美容師法施行規則の改正（平成12年9月1日）

4 開設届出書について

開設届出書を提出するに当たっては、次のものがが必要です。

- (1) 理容所（美容所）開設届出書
- (2) 手数料 **18,800円**（北海道収入証紙を届出書に貼付し、消印すること。）
（手数料は改定されることがあります。）
- (3) 理容師（美容師）及びその他の従事者名簿
- (4) 構造概要及び設備器具の目録
- (5) 平面図（寸法、設備器具の配置を記入して下さい。）
- (6) 理容師（美容師）免許証（原本確認します。）
- (7) 診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がないことを示すもの。通常健康診断によるものではありません。）

※理容師（美容師）が2名以上いる場合

- (8) 管理理容師（管理美容師）資格認定講習会修了証（原本確認します。）

※開設者が外国人の場合

- (9) 住民票の写し

連絡先 釧路市城山2丁目4番22号
北海道釧路保健所 生活衛生課環境衛生係
TEL 0154-65-5828